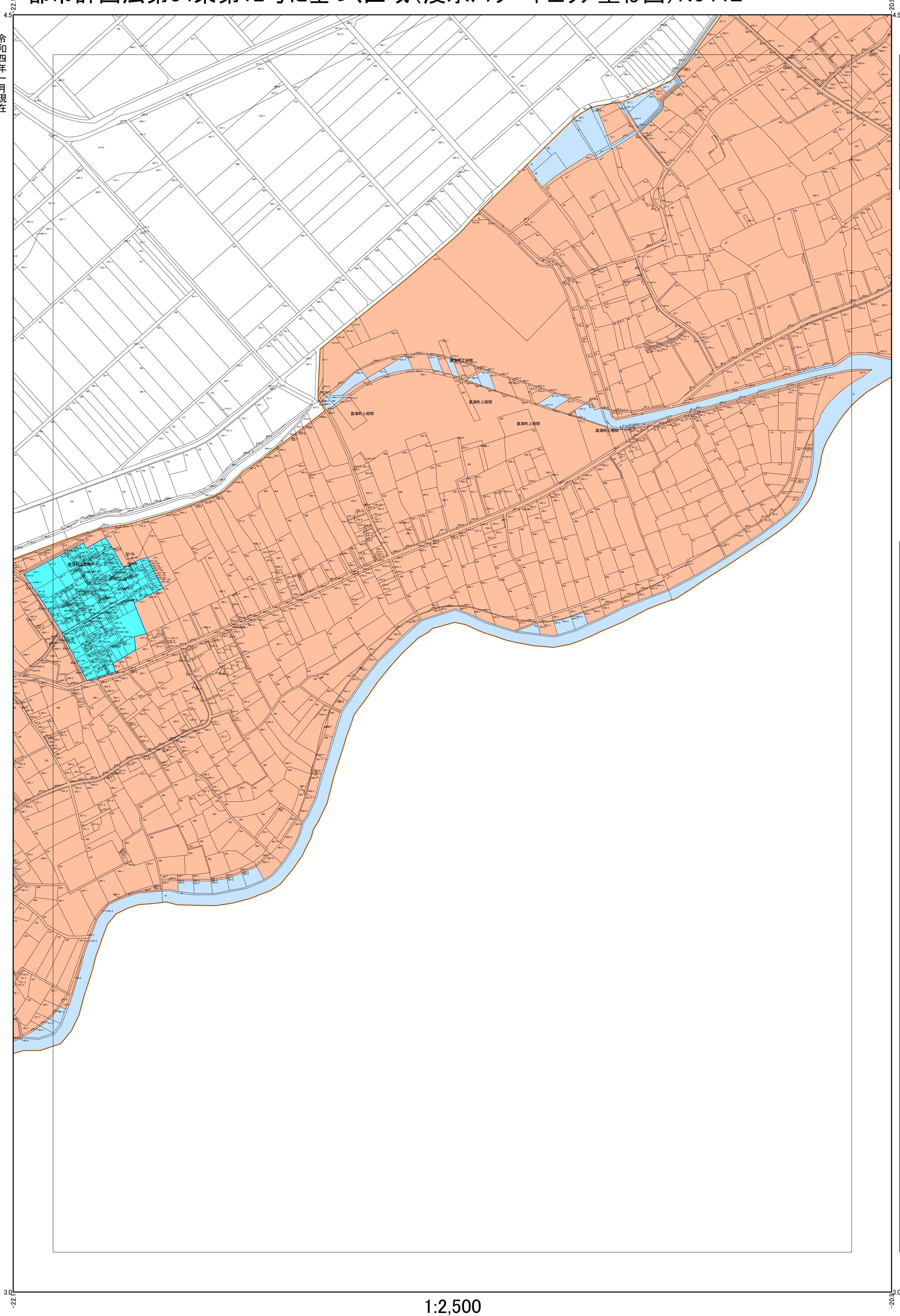
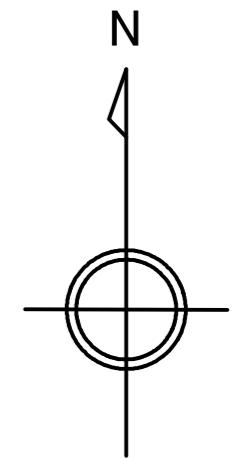


久喜市  
都市計画法第34条第12号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No44L

令和四年一月現在



|    |     |    |
|----|-----|----|
| 37 | 38  | 39 |
| 43 | 44L |    |
|    |     |    |



| 凡例  |   |
|---|---|
| <span style="background-color: #ffcc99; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用される区域)   |
| <span style="background-color: #00FFFF; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 条例第5条第2項に基づく既存の集落(最低敷地面積300m <sup>2</sup> が適用されない区域)  |
| <span style="background-color: #FF00FF; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 【流動水施設】<br>条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地の整備に関する法律第3条第2項第1項に規定する農業の処理及び清掃に関する法律第2条を除くに規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。<br>予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、倉庫及び貯蔵場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条を除くに規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。  |
| <span style="background-color: #FFFF00; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 【工業施設】<br>条例第5条第1項に基づく土地のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農業の処理及び清掃に関する法律第2条を除くに規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。<br>予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、金属の製造又は機械の事業を営む工場を除く。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第2項第1項に規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第1号に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。   |
| <span style="background-color: #008000; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 【商業施設】<br>条例第5条第1項に基づく土地の区域のうち、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第2.9条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地の整備に関する法律第8条第2項第1項に規定する農業の処理及び清掃に関する法律第2条を除くに規定する廃棄物の利用に供する建築物のうち、建築基準法第5条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。<br>予定建築物の用途は、建築基準法第2(5)項に掲げる建築物以外の建築物のうち、次の(1)又は(2)に掲げるものとする。<br>(1)小売業の店舗(大規模小売店舗法第2条第1項に規定する店舗面積が3,000m <sup>2</sup> 未満のものを限る。(2)において同じ。)(2)小売業の店舗と飲食店の用ののみを併せ有する施設(当該用地上に供する部分の地面積の合計が10,000m <sup>2</sup> 未満のものに限る。) |
| <span style="background-color: #ADD8E6; border: 1px solid black; padding: 2px;"></span> | 【浸水ハザードエリア】<br>都市計画法施行令第2.9条の9第9号又は第7号(第1項第1号に掲げる農地又は第1号口に限る。)に該当する区域<br>(利根川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の定め水深が3m以上である土地の区域)  |

1:2,500

0 100 200 300 400 500m